

京都大学次世代研究者育成支援事業の実施に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (センター長) 第9条 センターにセンター長を置く。 2 センター長は、本学の<u>専任の教授</u>のうちから、総長が指名する。 3 } (略) 4 } (後 略)</p>	<p>(センター長) 第9条 (同 左) 2 センター長は、本学の<u>教職員</u>のうちから、総長が指名する。 3 } (同 左) 4 } 附 則 この規程は、平成24年10月1日から施行する。</p>